

農業者年金政策支援加入申込書兼政策支援加入への変更等申出書

JA控
(様式第2号)
処理コード
3410 04
3410 05
3410 06

独立行政法人
農業者年金基金
御中

私は独立行政法人農業者年金基金法の規定により下記により農業者年金に加入することを申し込みます。
私は独立行政法人農業者年金基金法の規定により下記により保険料の政策支援(特例保険料の適用)を申し込みます。

提出年月日
令和 年 月 日

記入方法

記入方法をよくお読みになり、黒のボールペンで、楷書で記入してください。

政策支援加入への変更等申出書として用いる場合には、1枚目(基金提出用)のみを使用してください。

この申込書に添えて提出しなければならない書類

- 戸とは政策支援加入申請書(抄)を提出する者
- 戸とは政策支援加入申請書(抄)を提出する者
- 戸とは政策支援加入申請書(抄)を提出する者
- 戸とは政策支援加入申請書(抄)を提出する者

- 戸とは政策支援加入申請書(抄)を提出する者
- 戸とは政策支援加入申請書(抄)を提出する者
- 戸とは政策支援加入申請書(抄)を提出する者
- 戸とは政策支援加入申請書(抄)を提出する者

政策支援加入申込書(政策支援加入への変更等申出書)	(1) 農業者年金被保険者証の記号番号	(記号)	(番号)	(番号)	(番号)	(番号)	(番号)	(番号)	(番号)		
	(2) (フリガナ) 氏名・印									印 (2,3枚目にも押印してください)	
	(3) 生年月日	昭和 平成	2 3	年	月	日	(4) 性別	(男)	1	(女)	2
	(5) 住所	郵便番号	(フリガナ)								
	(6) 年間農業従事日数	<input type="checkbox"/>	私の年間農業従事日数は60日以上です。								
	(7) 保険料月額	下記の政策支援区分による					(8) 翌年以降の保険料の前納	1. 申し出ます	2. 申し出ません		
	(9) 農業者年金(新制度)の加入状態	1 これまで被保険者であったことはない(新規加入)	2 かつて被保険者であったことがある(再加入)	3 現在通常加入被保険者である							
	(10) 国民年金の状態	<input type="checkbox"/>	私は国民年金第1号被保険者であり、国民年金保険料の免除者又は免除申請者ではありません。								

(11) 政策支援区分申出欄	政策支援区分	1	2	3
	政策支援要件	・ 認定農業者及び青色申告者の両方に該当している者であること。 ・ 農業所得の額が900万円以下であること。	・ 認定就農者(認定を受けた日から5年以内)及び青色申告者の両方に該当している者であること。 ・ 農業所得の額が900万円以下であること。	・ 政策支援区分1又は2の者と家族経営協定を締結した配偶者又は直系卑属であること。 ・ 1又は2の者から支払を受けた給与等が900万円以下であること。
	本人負担保険料月額(政策支援額)	35歳未満: 1万円 35歳以上: 1万4千円 (1万円) (6千円)	35歳未満: 1万円 35歳以上: 1万4千円 (1万円) (6千円)	35歳未満: 1万円 35歳以上: 1万4千円 (1万円) (6千円)
	政策支援要件	・ 認定農業者又は青色申告者のいずれか一方に該当する者であって、3年を経過した日において政策支援区分1になることを約した者であること。 ・ 農業所得の額が900万円以下であること。	・ 農業を営む者(政策支援区分1又は2の者を除く)の直系卑属の後継者であって、35歳に到達(25歳未満の者は10年経過)した日において政策支援区分1になることを約した者であること。 ・ 親などから支払いを受けた給与等が900万円以下であること。	
本人負担保険料月額(政策支援額)	35歳未満: 1万4千円 35歳以上: 1万6千円 (6千円) (4千円)	1万4千円 (6千円)		

届書の流れ(JA↓農委↓基金)

注1: 農業所得又は給与等の額は、その政策支援を申し込んだ日から1月1日～3月31日の場合は前々年所得又は給与等の額、4月1日～12月31日の場合は前年所得又は給与等の額となります。
注2: 青色申告者には、既に青色申告を行っている方他に、青色申告はまだ行っていないが、青色申告承認申請書を提出している方も含まれます。

※はJAが記入してください。上記(9)欄の3に該当する方は貯金口座振替届出書は記入する必要はありません。
JA御中 私は上記の保険料を貯金口座振替の方法により、下記の口座からの振替を依頼します。

貯金口座振替届出書	フリガナ											
	(12) 口座名義人											
	※(13) 金融機関コード											(17) JAお届印
	(14) 貯金種目	1. 普通	2. 当座	9. その他								印
	(15) 口座番号											(3枚目にも押印してください)
※(16) 取扱JA・支所名												

① 私が納付すべき農業者年金の保険料について、農業者年金基金から請求があった金額を、私に通知することなく左記貯金口座から口座振替によりお支払いください。この場合、当座勘定規定又は貯金規定にかかわらず小切手の振り出し、または貯金通帳及び貯金払戻請求書の提出は致しません。
② 振替日において請求金額が貯金口座から払い戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)を超えるときは、私に通知することなく支払いを行わなくてもさしつかえありません。
③ この契約を解除するときは、貴組合に書面により通知します。
④ この契約による口座振替について、仮に紛争が生じた場合、貴組合の書面による決定を最終とさせていただきます。

各政策支援区分に該当する者であることの申出書及び後継者指定書

区分	各政策支援区分に該当する者であることの申出書等
1	1 私は、(□既に青色申告/□青色申告は行っていないが青色申告承認申請書を提出)しており、私の平成・令和 年 の農業所得の額は、900万円以下です。 2 私は、市町村から農業経営改善計画(平成・令和 年 月 日から5年間)の認定を受けました。
2	1 私は、(□既に青色申告/□青色申告は行っていないが青色申告承認申請書を提出)しており、私の平成・令和 年 の農業所得の額は、900万円以下です。 2 私は、市町村から青年等就農計画(平成・令和 年 月 日から5年間)の認定を受けました。
3	1 私は、 の(□直系卑属/□配偶者)であり、かつ、この者と家族経営協定を締結しており、年間 日農業に従事しています。 2 私が家族経営協定を締結している相手方は、(□既に青色申告/□青色申告は行っていないが平成・令和 年 月 日青色申告承認申請書を提出)しており、(□市町村から農業経営改善計画(平成・令和 年 月 日から5年間)/□市町村から青年等就農計画(平成・令和 年 月 日から5年間))の認定を受けたものです。 3 家族経営協定の相手方から平成・令和 年に私に支払われた給与等の額は、900万円以下です。
4	1 私は、(□市町村から農業経営改善計画(平成・令和 年 月 日から5年間)の認定を受け、私の平成・令和 年の農業所得は900万円以下です。)/(□既に青色申告/□青色申告は行っていないが青色申告承認申請書を提出)しており、私の平成・令和 年の農業所得の額は900万円以下です。 2 私は、この申出を行った日から3年を経過した日において青色申告者及び農業経営基盤強化促進法に規定する認定農業者のいずれにも該当する者となることを約束します。
5	1 私は、農業を営む者である の直系卑属であり、年間 日農業に従事しています。 2 1に掲げる農業を営む者は、(□青色申告者(青色申告承認申請提出者を含む)ではありません。/□青色申告者(青色申告承認申請提出者を含む)であるものの、農業経営基盤強化促進法に規定する認定農業者又は認定就農者ではありません。) 3 1に掲げる農業を営む者から平成・令和 年に私に支払われた給与等の額は、900万円以下です。 4 私は、この申出を行った日から35歳に達する日又は10年経過した日のいずれか早い日において青色申告者及び認定農業者のいずれにも該当する者となることを約束します。 5 【後継者指定書】 上記の申出者を後継者として指定したことに相違ありません。 後継者指定者氏名

※ J 押A 印記入欄	<table border="1"> <tr> <td>(19) 整理番号</td> <td>機関</td> <td>種別</td> <td>都道府県</td> <td>団体コード</td> <td>支所コード</td> <td>個人番号</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(19) 整理番号	機関	種別	都道府県	団体コード	支所コード	個人番号	1							※ 受付印
(19) 整理番号	機関	種別	都道府県	団体コード	支所コード	個人番号										
1																
国民年金付加保険料納付の届出の指導をした		<input type="checkbox"/>	農業者年金へ加入する際に重要事項を説明し、当該説明書を配付した	<input type="checkbox"/>	TEL	-	-									

(注) 農業委員会が加入申込書を受付した場合の流れは、農業委員会→JA→基金となります。

